

県立秦野ビジターセンター・県立西丹沢ビジターセンター
(指定管理者：公益財団法人 神奈川県公園協会)

◆◆持ち込みイベント実施要項◆◆

秦野ビジターセンターと西丹沢ビジターセンター（以下、両施設共通の場合はビジターセンター）では、丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園に関する、みなさまの企画・実施による**持ち込みでのイベント**を募集しています。丹沢を舞台として、実施する方も参加する方も楽しめるイベントをたくさん行い、親しみのあるビジターセンターにしていきたいと思っています。

持ち込みイベントには、<野外で行う自然観察や室内での講座などの「行事」>とく展示室での「展示会」>があります。それぞれ内容をお読みいただき、ご応募ください。お待ちしております。

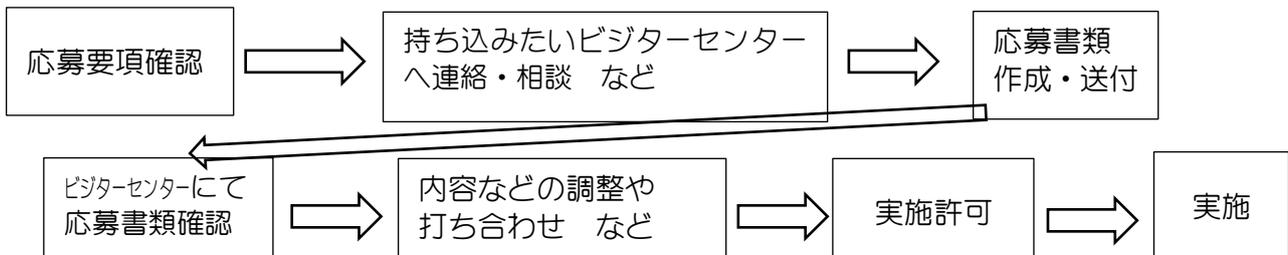
◆基本的な考え方

1. ビジターセンター及び丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園の性格、性質をご理解いただき、それに沿ったイベントの内容であること。なお、イベントの内容は事前にビジターセンターと調整してください。
2. イベントの準備、実施、片付けは応募者が行うこと
3. 政治や宗教活動、公序良俗に反する活動は禁止です
4. ビジターセンターは共催となります

◆対象者・応募資格について

1. 丹沢で活動している団体及び個人
2. 責任者は原則 18 歳以上で、イベントを確実に実施できる方
3. 反社会的な団体に所属していない方

◆実施までの流れ



※応募書類につけるイベント計画書は、応募時点で可能な範囲での記載をお願いいたします。別途調整の上、再度イベント計画書の提出をお願いする場合があります。

◆経費について

1. イベントにかかる経費は原則応募者の負担となります。
(講師への謝礼金、交通費、昼食、印刷代、材料代 等)
2. 別途傷害保険等が必要と判断される場合も応募者負担になります。

◆ビジターセンター対応業務

ビジターセンターで対応可能な業務は以下の通りです。

1. 案内・広報
ビジターセンターホームページ、公式 SNS、施設内ポスター掲示、新聞社・地域情報誌等への情報提供

【行事の場合】

2. 実施場所の調整

他団体やビジターセンター行事等及び県事務所（管理者）などとの調整
※秦野ビジターセンターの場合は、秦野戸川公園行事との調整

3. 参加者への対応

行事への申し込み受付、必要事項などの返信、当日の受付対応など

◆提出方法、提出先など

提出方法：下記窓口に直接提出、ファックス、郵送のいずれかで提出

提出書類：応募用紙、実施計画書、あれば団体の会則や活動実績資料

窓口（提出先）：

＜表丹沢・東丹沢：秦野ビジターセンター＞

県立秦野ビジターセンター

〒259-1304 秦野市堀山下 1513 電話 0463-87-9300 FAX 0463-87-9311

＜西丹沢：西丹沢ビジターセンター＞

県立西丹沢ビジターセンター

〒258-0201 足柄上郡山北町中川 867 電話 0465-78-3940 FAX 0465-78-3950

※応募用紙・実施計画書などは「丹沢のビジターセンター」ホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.kanagawa-park.or.jp/tanzawavc/>

